

- 杉並区保健福祉計画 (21～25年度) の概要
- 第4期杉並区介護保険事業計画 (21～23年度) の概要

すぎなみ

歩きながら、元気と文化が、すぎなみ生まれる街。

暮らしのちょっとしたお問い合わせは ☎#8800または☎3372-8800 区役所いつでも電話サービス

発行/杉並区 編集/広報課 〒166-8570杉並区阿佐谷南1-15-1

区の代表電話 ☎3312-2111 FAX3312-9911 (広報課直通) http://www.city.suginami.tokyo.jp/

安心して健やかに生活できる「健康都市杉並」の実現のために

保健福祉計画・介護保険事業計画を改定しました



▲未来ある子どもたちが健やかに生活できるように (子ども・子育てメッセより (3月1日(日)開催))

区は、18年3月に「杉並区保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、その推進に努めてきました。この間、保健福祉を取り巻く環境は日々変化し、大きな変容を遂げており、区は一層迅速かつ柔軟な対応を求められています。今回保健福祉分野のさまざまな課題を解決し、「健康都市杉並」の実現を図るために計画の改定を行いました。

—問い合わせは、「保健福祉計画(1～3面)」は保健福祉部管理課、「介護保険事業計画」(4面)は高齢者施策課または介護保険課へ。

保健福祉計画(21～25年度)

保健福祉計画は、21～25年度までの五年間を計画期間として、「健康都市杉並」の実現を目指す保健福祉分野の基本的・総合的計画として、保健福祉の政策・施策・事業の体系、到達目標を明らかにしています。

計画改定にあたり、「広報すぎなみ」20年11月1日号で「杉並区保健福祉計画」と「杉並区介護保険事業計画」の改定(案)を公表したところ、区民等の意見提出手続きに基づき七二件(延べ二一九項目)もの多くの意見をいただきました。これらの意見を参考に改定(案)の修正を行いました。

いただいた主なご意見と区の考え方は下記のとおりです。計画の全文と、ご意見の概要・区の考え方は、区ホームページのほか、下記の閲覧場所をご覧ください。

たくさんのご意見ありがとうございました。

皆さんからいただいた主なご意見とそれに対する区の考え方

待機児童の解消

◆意見の概要
働く母親の急増で、保育サービスの充実が求められています。定員の拡充をお願いします。

◆区の考え方

待機児童の解消を重点プランの緊急の課題としており、保育ニーズの多様化に向けたサービスの拡充も図っているところです。

なお、急増する保育需要に対応するため、認可外の保育室の設置や家庭福祉員(保育ママ)の増員なども取り組んでいきます。

救急医療体制の充実

◆意見の概要
救急医療体制が不十分なため出産時に死亡するなど、大きな社会問題になっています。

救急医療体制について、今後のあり方を検討するのには間に合いません。区の体制が心配であり、早急に対策を取ってくださいようお願いいたします。

◆区の考え方

今日の救急医療体制が直面するさまざまな課題に対して、主要な救命救急ニーズに、おおむね区内で対応可能な体制の整備を進めるなど、積極的に取り組んでいきます。

生涯現役

◆意見の概要
保健福祉計画にある生涯現役を目指して、生活できるように実行してください。

◆区の考え方

生涯現役の地域拠点となるゆうゆう館の協働事業や、社会貢献活動、いきがい活動への参加を促進する「(仮称)長寿応援ポイント制度」を創設し、生涯現役を目指す施策を充実させていきます。

特別養護老人ホーム

◆意見の概要

特別養護老人ホームに一年以内に入所できることを望みます。待機期間をどのように生活できるのか示してください。

◆区の考え方

特別養護老人ホームについては、計画的に整備を進めています。また、特別養護老人ホームへの入所を待っている期間については、小規模多機能通所介護やショートステイ、在宅医療を支援する体制の整備など安心して在宅で暮らせる仕組みを充実します。

障害者への移動支援

◆意見の概要

移動の支給時間を増やしてください。月ごとの支給

決定でなく三カ月単位や年単位など柔軟な対応にしてください。また、判定基準の適正化や実態に即した支給方法にしてください。

◆区の考え方

移動支援は、より社会参加を促進するため、一カ月の支給基準の目安を二五時間から五〇時間に増やすことと対応していきたいと考えています。また、月ごとの支給決定については、介護給付との整合性を考え、現時点では一カ月ごとの支給が適当であると考えています。

☆☆☆☆

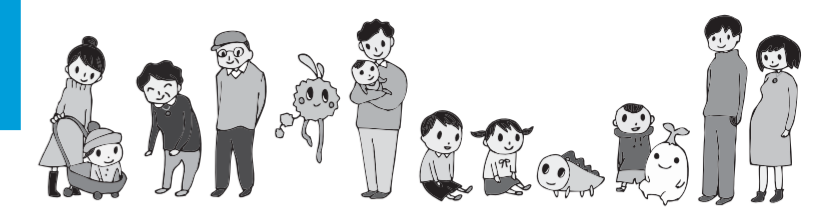
いただいたご意見などにより計画の見直しを行った主な内容を、3面でご紹介しています。

ご意見ありがとうございました



閲覧場所Ⅱ保健福祉部管理課(区役所東棟三階)、高齢者施策課(西棟二階)、介護保険課(東棟三階)、区政資料室(西棟二階)、区政相談課(東棟一階)、閲覧期間中の土・日曜日(のみ)、保健センター、杉並福祉事務所(荻窪・高円寺・高井戸)、区民事務所・分室、駅前事務所、図書館
閲覧期間 3月21日(土)～4月20日(月)

杉並区保健福祉計画(21~25年度)の概要



※重点プランの主要事業は、一部のみ掲載しています。

◆保健福祉計画の政策・施策の体系◆

目標	基本政策	政策推進の方向	施策
子どもから高齢者まですべての人が、健康都市杉並をめぐりながら安心して生活できる	未来を拓く子どもたちが育つまちをつくる	1 すべての家庭が安心して子育てができるために	(1)親子の健康を守る支援の充実(2)子育てを支える地域サービスの充実(3)保育サービスの充実(4)ひとり親家庭の自立支援の推進(5)子育てセーフティネットの堅固な構築
		2 子どもの健やかな成長を育み自立を促すために	(1)健やかな心身の発達の支援(2)障害のある子どもへの発達支援の充実(3)子どもの居場所づくりの推進(4)青少年が健全に育つ社会づくり
		3 安心して子どもを生み育てられる地域をつくるために	(1)支えあう地域の仕組みづくりの推進(2)地域の子育て応援者の育成と親育ちの支援
だれもが安心して健康で暮らせるまちをつくる	健康な暮らしを支えるために	1 健康な暮らしを支えるために	(1)健康なまちづくりの推進(2)総合的な生活習慣病予防対策(3)心の健康づくり(4)自殺対策の推進(5)難病・アレルギー対策
		2 暮らしの安全・安心を確保するために	(1)危機管理体制の整備(2)食品・環境衛生・医薬品等の安全確保(3)感染症対策の充実(4)動物と共生できる地域社会づくり
		3 安心して医療を受けられるために	(1)救急医療体制の充実(2)地域医療の充実(3)地域歯科医療の充実
高齢者が元気で安心して暮らすことのできるまちをつくる	高齢者がいきがいを持って活躍するために	1 高齢者が元気で安心して暮らすことのできるまちをつくる	(1)高齢者の社会参加と交流の拡大(2)介護予防の推進
		2 地域の中で共に支えあい、自立した生活を送るために	(1)総合相談・支援体制の充実(2)日常生活支援サービスの充実(3)ひとり暮らし高齢者等の支援(4)高齢者の認知症対策の推進(5)高齢者虐待対策の推進(6)高齢者の多様な住まいの確保
		3 医療や介護が必要になっても安心して暮らしていけるために	(1)介護保険サービスの基盤整備(2)介護保険サービスの質の向上(3)高齢者在宅医療支援体制の整備(4)介護者・家族への支援
障害のある人が自分らしく生きることのできるまちをつくる	自立生活を支えるために	1 自立生活を支えるために	(1)相談支援体制の充実(2)日常生活への支援(3)入所施設(長期入院)から地域生活への移行促進
		2 暮らしの場と安心の確保のために	(1)住まいの場の確保支援(2)援助のある安心な生活の場の確保(3)安全安心な地域生活の確保
		3 社会参加を応援するために	(1)雇用の場の拡大・就労支援の促進(2)日中活動の場の再編整備(3)社会参加の促進
支えあい共に生きるまちをつくる	だれもが社会参加し、交流できるように	1 支えあい共に生きるまちをつくる	(1)ユニバーサルデザインの推進(2)福祉交通システムの充実
		2 一人ひとりの人権と生活の保障のために	(1)権利擁護の仕組みの充実(2)生活困窮者等への支援(3)虐待・暴力対策の充実(4)災害時要援護者支援対策の充実強化
		3 区民と共に健康都市を発展させるために	(1)区民の参画と協働の推進(2)保健福祉サービスの質の向上

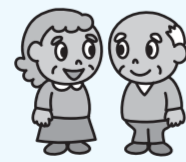
◆重点推進プラン◆

テーマ	特徴	主要事業	
最重点プラン	1 「生涯現役」で活躍できる地域社会づくりを目指します	身近な地域拠点を整備し、就業やボランティア活動、健康維持など高齢者それぞれが描く「生涯現役」の実現を支援します。	(仮称)長寿応援ポイント制度の創設 ゆうゆう館での協働事業の推進 高齢者就業機会創出支援事業 社会貢献スタッフ派遣 介護予防・認知症予防の普及啓発事業の推進 介護予防ボランティアの人材育成
	2 高齢者の在宅生活支援を一層強化するとともに介護保険施設の整備を進めます	在宅介護体制の充実強化など、住みなれた地域で安心して暮らしていくための仕組みを充実させるとともに、特別養護老人ホームなどの介護保険施設の整備を進めていきます。	都市型多機能拠点の整備 短期入所生活介護(ショートステイ)の整備 特別養護老人ホームの整備 ケア付き住宅の整備 配食サービスの充実 ひとり暮らし高齢者等の支援 24時間安心ヘルプ
	3 地域医療体制の一層の充実を図ります	区独自の救命救急体制をさらに充実・強化するとともに、在宅医療などを含めた地域医療体制の充実を図ります。	急病医療情報センターの充実と今後の救命救急体制のあり方等検討 小児の夜間医療体制の充実 初期救急対応力の向上 高齢者在宅医療支援体制の整備
重点プラン ※	1 すべての家庭が安心して子育てができる環境づくりを進めます	出産後の早い段階から成長期まで、子育ての孤立化や負担感の軽減を図る施策を充実させます。	すこやか赤ちゃん訪問の実施 親の主体性を生かした子育て活動の推進
	2 待機児を解消し、保育ニーズの多様化に向けたサービスを拡充します	多様な主体を活用した待機児解消施策の推進とニーズに応じた保育サービスを拡充します。	認証保育所の整備 家庭福祉員の増員
	3 総合的な生活習慣病の予防対策を推進します	「杉並ウエストサイズ物語」を中心に、メタボリックシンドロームに焦点を当てた生活習慣病予防対策を展開します。	生活習慣病予防の普及・啓発の充実 健康診査・検診の充実
	4 障害者が地域で安心して自立した生活が送れるよう支援体制を推進します	相談支援体制、居宅介護やグループホームなどのサービス提供基盤の充実を努めます。	相談窓口の整備 グループホーム・ケアホームの確保
	5 障害者の雇用の場の拡大と就労支援を促進します	区で新たに知的障害者のチャレンジ雇用を開始するとともに、企業や作業所等との協働をすすめる、就労の場や賃金の拡大を図ります。	チャレンジ雇用の実施 工賃アップへの取り組み
	6 災害時要援護者支援の拡充・強化を図ります	災害時に要援護者を地域で支える仕組みづくりを、区内全域に広げるとともに、支援内容を充実させます。	地域のたすけあいネットワーク登録者数の拡大と登録者情報の整備 福祉支援所の設置の推進

いただいたご意見などにより、計画の見直しを行った主な内容

●生涯現役・長寿を応援する新たな仕組みづくり●

高齢者が行う各種のボランティア活動や、区が実施する介護予防事業などへ積極的に参加することで、区内商品券などと交換できるポイントを付与する仕組みとして「(仮称)長寿応援ポイント制度」を創設していきます。



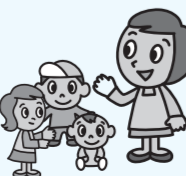
●地域医療体制の充実●

医療に対する区民の不安を解消するために、病院誘致なども視野に入れ、今後の地域医療体制の整備に区として全力で取り組んでいきます。



●待機児の解消●

急激な保育需要に対応するため、「(仮称)すぎなみの保育ビジョン」に中長期的な保育需要を踏まえた保育施策のあり方を盛り込むとともに、緊急対策・家庭福祉員の充実などに積極的に取り組んでいきます。

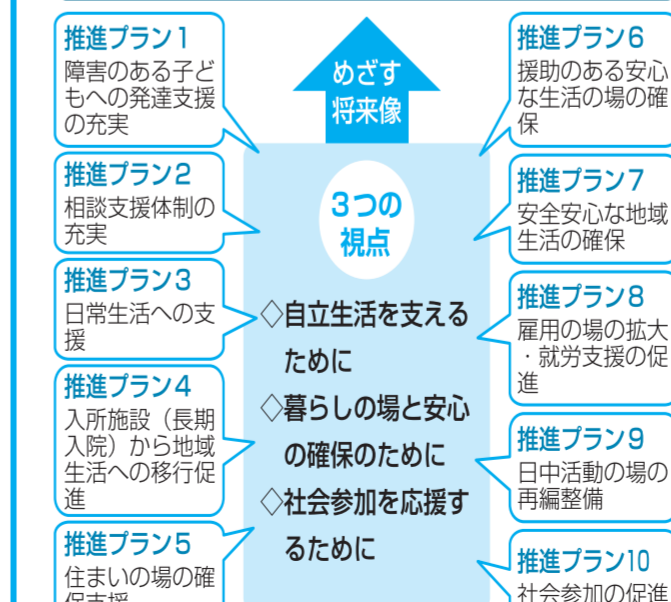


●ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対する見守りの充実●

ひとり暮らしが不安な高齢者を対象に、室内センサーを利用して、一定時間反応がない場合に通報する仕組みを導入していきます。また、定期的に電話をかけ、安否などを確認する安心コールを実施し、ひとり暮らし高齢者の不安を解消していきます。



障害のある人が自分らしく生きることのできるまち



「障害者計画」と「障害者計画」は、障害者基本法と障害者自立支援法により、それぞれ計画の策定が規定された計画です。計画では「障害のある人が自分らしく生きていくことのできるまち」を目指す。将来像に掲げ、三つの視点と一〇の推進プランにより構成されています。また、障害者の地域生活や就労に関する見込みや入所施設からの地域への移行者数などについて、21・23年度までの三カ年を計画期間とし、さらに25年度末における数値目標について設定しています。なお、杉並区保健福祉計画の中では、主に障害者福祉分野の施策として盛り込んでいます。

(主な障害福祉サービス・地域生活支援事業の見込み)

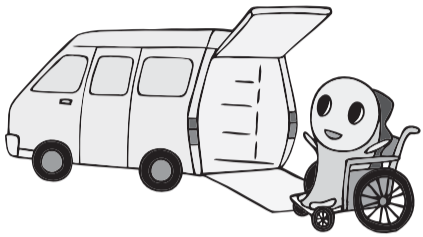
事業名(年度)	21	22	23	25
居宅介護(身体介護・家事援助)	5114時間	5478時間	5841時間	6567時間
重度訪問介護	1万955時間	1万1275時間	1万755時間	9714時間
生活介護	320人	450人	520人	530人
就労継続支援B型	345人	550人	555人	565人
短期入所施設入所(通所室を除く経過措置含む)	550人	560人	570人	590人
移動支援(通学等支援含む)	308人	300人	294人	284人
	8167時間	8833時間	9285時間	1万2226時間

※見込みは、21・22年度が10月、23・25年度が年度末の1カ月あたりの利用を示しています。

杉並区障害者計画・第2期障害者計画ができました

21～23年度 第4期介護保険事業計画の概要

介護保険事業計画は、介護給付等対象サービスや介護保険の事業費の見込みを明らかにするなど、介護保険事業運営の基本となる計画です。今期は、在宅介護支援体制の充実や被保険者の負担能力に応じた介護保険料の設定などに重点を置き、策定しました。
——問い合わせは、高齢者施策課または介護保険課へ。



▲高齢者の自立支援を目指し、さまざまなサービスを拡充していきます

基本理念

◇高齢者の自立支援

区の介護保険事業の基本理念は、「高齢者の自立支援」です。

この理念に基づき、本計画では、高齢者が尊厳を保持し、生きることが真の喜びになるように、高齢者が持てる能力を生かし、自らの意思で介護保険サービスなどを選択しつつ、地域の中で自立した生活を送ることができるよう支援することに努めます。

事業計画の重点的な取り組み

介護保険サービスの現状分析を踏まえ、以下のことに重点的に取り組みます。

- ①在宅介護支援体制の充実・強化
 - (1)居宅サービスの確保
介護保険サービス事業者への適切な情報提供・相談援助などにより多様な事業主体の参入によるサービス提供量の確保に努めます。
 - (2)在宅生活を支える施設などの整備
短期入所生活介護および認知症対応型共同生活介護等の施設を区有地の活用などで重点的に整備します。

(3)在宅療養支援体制の充実
医師会など関係機関と在宅療養支援体制のあり方を検討する組織や相談窓口について検討します。

②入所施設の計画的な整備

区有地の活用や建設助成などさまざまな手法を活用し、計画的に入所施設の整備を進めます。

③介護予防施策の充実

(1)特定高齢者把握
高齢者人口の5%を目標に区民健康診査などの機会を通して、特定高齢者把握に努めます。

(2)介護予防事業の推進

介護予防の普及啓発を図るため情報誌の発行や講座、教室などを開催します。

また、介護予防ボランティアの育成や、地域の自主グループ活動の支援を推進します。

(3)認知症予防などの推進

認知症予防のための講演会や講座、教室を実施するほか、認知症高齢者を介護している家族などに対して家族介護支援事業を実施し、介護者の負担軽減を図ります。

(4)介護予防給付の普及推進

利用者への周知の方法を工夫することなどにより、普及推進を図ります。

④地域包括支援センターの機能強化

それぞれの地域包括支援センターが抱える課題を把握し、地域機関との連携や困難事例への対応などに適切な支援を行うことにより機能強化を図ります。

⑤被保険者の負担能力に応じた介護保険料の設定

一層の多段階化を進め、低

所得者への配慮や負担の公平化に留意し保険料を設定します。

要介護等認定者数の推計

今後、高齢化がさらに進み、介護や支援を必要とする高齢者は、一層増加するものと推計しました。

また、要介護等認定者のうち、中・重度者(要介護2～5)の割合が高まるものと推計しました(表1)。

主なサービスの見込み・確保策

高齢化に伴う要介護等認定者の増加や要介護認定者のうち、中・重度者の増加、一人暮らし世帯のサービス利用の増加、在宅における介護者への支援の必要性などを考慮し、区の施設整備計画や、これまでの利用実績を基にサービス量を見込みました(表2)。

●施設・居宅サービス

26年度における、中・重度の要介護認定者の一定割合(27・4%)の方が利用できるように、特別養護老人ホームなどの施設サービスと認知症高齢者グループホームなどの居住系サービスについて一体的な整備を進めます。

●居宅介護サービス・居宅予防サービス

多様な事業主体の参入や事業の拡大により、今後も必要なサービスが提供されるように、事業者への適切な情報提供や相談支援、研修事業の支援などを行います。

また、介護サービス情報の提供などにより、介護保険サ

ビスの適切な利用を促進します。

●地域密着型サービス

住み慣れた地域で、「24時間365日」安心して生活できるように、事業者への建設補助の支援を行うなど、多様な事業者の参入を促し、サービス基盤の整備促進を図ります。

第一号被保険者の保険料

第四期(21～23年度)の介護保険事業費は、約八五七億円と見込んでいます(表3)。第三期(18～20年度)に比べると、見込み額で5・4%の伸びとなっています。

今回の保険料の設定にあたっては、保険料段階の11段階への多段階化や介護保険給付費準備基金の活用などの措置を講じ、現行の保険料基準月額を四二〇〇円から四〇〇〇円に引き下げます(表4)。

また、生計困難な高齢者に対して、区独自の保険料の減免を実施します。詳細は、7月中旬の21年度保険料通知書発送時にお知らせします。

〈表1 総人口および要介護等認定者の推計〉

区分(年度)	21	22	23
総人口	535,527	538,118	539,662
第1号被保険者(65歳以上)	103,623	104,549	105,450
高齢化率(%)	19.3	19.4	19.5
要介護等認定者	18,723	19,316	19,893
軽度者(要支援1・2、要介護1)	8,060	8,293	8,515
中・重度者(要介護2～5)	10,663	11,023	11,378
65歳以上人口比(%)	18.1	18.5	18.9

〈表2 施設・居宅サービス利用者等の推計〉

区分(年度)	21	22	23
施設サービス利用者	2,770	2,909	3,030
居宅サービス利用者	12,233	13,067	13,764
居住系サービス利用者	1,785	1,944	2,083
居宅介護サービス利用者	7,352	7,874	8,274
居宅予防サービス利用者	3,096	3,249	3,407

〈表3 第4期の介護保険事業費の見込み額〉

区分(年度)	21	22	23	計
保険給付費	26,096	27,991	29,098	83,185
地域支援事業の費用	781	838	871	2,490
計	26,877	28,829	29,969	85,675

〈表4 新しい介護保険料段階と保険料額など〉

保険料段階	対象者	保険料年額(月額)	保険料段階	対象者	保険料年額(月額)
第1段階 基準年額×0.4	生活保護受給の方または世帯全員が区民税非課税で本人が老齢福祉年金受給の方	1万9200円(1600円)	第6段階 基準年額×1.08	本人が区民税課税の方(合計所得金額125万円未満)	5万1840円(4320円)
第2段階 基準年額×0.5	世帯全員(一人世帯を含む)が区民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	2万4000円(2000円)	第7段階 基準年額×1.25	本人が区民税課税の方(合計所得金額125万円以上200万円未満)	6万円(5000円)
第3段階 基準年額×0.75	世帯全員(一人世帯を含む)が区民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	3万6000円(3000円)	第8段階 基準年額×1.50	本人が区民税課税の方(合計所得金額200万円以上300万円未満)	7万2000円(6000円)
第4段階 基準年額×0.83	本人が区民税非課税で他の世帯員が区民税課税であり、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	3万9840円(3320円)	第9段階 基準年額×1.57	本人が区民税課税の方(合計所得金額300万円以上500万円未満)	7万5360円(6280円)
第5段階 基準年額	本人が区民税非課税で他の世帯員が区民税課税であり、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	4万8000円(4000円)	第10段階 基準年額×1.75	本人が区民税課税の方(合計所得金額500万円以上1000万円未満)	8万4000円(7000円)
			第11段階 基準年額×1.83	本人が区民税課税の方(合計所得金額1000万円以上)	8万7840円(7320円)

(発行日)毎月1日、11日、21日

